明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○農業経営統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産六五）　一
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一五）　一
〔告示〕
○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める件の一部を改正する件（農林水産二三九五）　二
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項、建築士懲戒処分関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人物質・材料研究機構第十期事業年度財務諸表、平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人科学技術振興機構・独立行政法人海上災害防止センター）、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、特定計量器型式承認関係　一〇六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第六十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、農業経営統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業経営統計調査規則の一部を改正する省令

農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四号のハ」を「、第四号ハ」に、「第六号のハ」を「第六号ハ」に改める。

第七条を次のように改める。

（調査方法）

第七条　調査は、調査客体に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査又は統計職員が調査客体の貸借対照表、損益計算書その他の会計に関する書類（電磁的記録を含む。以下「決算書類」という。）を閲覧し、若しくは調査客体から決算書類の提供を受けることにより、統計職員が当該決算書類の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査の方法によって行う。この場合において、必要があると認めるときは、統計職員は、調査客体に対し、面接調査を行うものとする。

第八条第一項中「配布された」を「送付された」に、「記入して」を「記載し、若しくは記録して」に改め、「送付し、」の下に「同条の」を加え、「若しくは経営データを」を「、若しくは」に、「職員の」を「その」に改め、同条第二項中「記入」を「記載、記録」に改める。

第十条第一項中「第八条」を「第七条」に、「送付された調査票、統計職員が調査客体の決算書類の閲覧及び転記により記入した調査票、同条の規定により提供を受けた経営データ並びに統計職員が作成した」を「統計職員が作成した調査票又は第八条の規定により調査客体から送付された」に改め、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第十一条第二項中「七月三十一日」を「十月三十一日」に改める。

第十二条を削る。

第十三条の見出し中「関係書類等」を「関係書類」に改め、同条第一項中「第十一条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第八条」を「第七条」に改め、「提供を受けた経営データ及び」を削り、「調査票」の下に「及び第八条の規定により調査客体から送付された調査票」を加え、同条第四項を削り、同条を第十二条とする。

本則に次の一条を加える。

（集計等に関し必要な事項）

第十三条　この省令に規定するもののほか、農業経営体の経営及び農産物の生産費に係る集計、公表及び関係書類（電磁的記録を含む。）の保存に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○防衛省令第十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十日

防衛大臣　一川　保夫

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第四㈠イの表女性作業服ズボンの項の次に次のように加える。

地質	灰色、青緑色及び茶色又はこれらの類似色の迷彩模様の綿織物、麻織物、化学繊維物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。	
襟	ステン襟とする。	
肩	右肩の端に腕章留め一個をつける。	